

国民健康保険料について

1 納付義務者

保険料を納める義務は世帯主にあります。そのため世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯の中に一人でも国民健康保険の被保険者がいる場合、世帯主が納付義務者となります（擬制世帯主）。

2 賦課期日

4月1日。なお、賦課期日以後に納付義務が発生（国民健康保険に加入）した場合は、発生した月から賦課します。

3 保険料の決定及び納期限

毎年6月に、その年の4月から翌年3月までの1年間の保険料を決定します。決定に際しては、その世帯の被保険者数及び被保険者ごとの前年中の総所得金額等を基に決定し、翌年3月まで引き続き国民健康保険に加入しているものとして算定します。納付書又は口座振替による納付（普通徴収）の場合は、6月から翌年3月までの10回払いで納付していただき、納期限は原則月末日となります。（月末が休日の場合は、翌営業日）

例えば、年間保険料が120,000円の場合、1回に納付いただく保険料は12,000円となります（120,000円÷10回＝12,000円）。年金支給時に保険料が天引きされる場合（特別徴収）は、「特別徴収について」を御参照ください。

※ 4月と5月は納期がありませんが、この2か月分の保険料は6月からの年10回払いに含まれます。

※ 本通知は、厚木市国民健康保険条例第11条の2の規定により算定した保険料額について、同条例第20条の規定により通知します。

4 年度の途中で加入した場合の保険料

年間保険料（12か月分）÷12×加入月数 ※ 被保険者に加入期間の相違がある場合は、この限りではありません。

国民健康保険料の決定について

1 一世帯当たりの保険料の決定

保険料は、「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分（40歳以上65歳未満の方が対象）」及び「子ども・子育て支援金分」の合算で、それぞれ所得割額、均等割額、平等割額を合計し、加入月数に応じて月割で算定します。加入月数は通常「12」ですが、年度途中で加入又は脱退した場合は、「加入した月から脱退した月の前月までの月数」となります。なお、保険料には限度額があります。また、月割賦課額の100円未満の端数は切り捨てます。

(1) **算定基礎額** 総所得金額等（前年の各種所得の金額（給与所得、不動産所得、事業所得、譲渡所得等）を合計した金額で、前々年から繰越された純損失繰越控除等がある場合には、それを適用して計算した額）から基礎控除額43万円を差し引いた額

(2) **所得割額** 算定基礎額に所得割率を乗じた額

(3) **被保険者数** 擬制世帯主を除く被保険者の数

(4) **均等割額** 一人あたり均等割額に被保険者数を乗じた額（子ども分は、均等割額に18歳以上均等割額（58円を18歳以上被保険者数で乗じた額）を含む）

(5) **平等割額** 一世帯にかかる額

(6) **軽減額** 世帯主とその世帯に属する被保険者等の前年中の総所得金額等が政令で定められた所得基準を下回る世帯については、均等割額と平等割額が軽減されます。また、18歳未満の方（平成20年4月2日以降に生まれた方）は、子ども・子育て支援金分の均等割が軽減されます。

(7) **限度超過額** 限度額を超えた額

2 均等割及び平等割の軽減割合

総所得金額等	軽減割合
【令和7年度以降】 43万円+10万円×（給与所得者等（※1）の数-1）	7割
【令和7年度】 43万円+30.5万円×（被保険者及び特定同一世帯所属者（※2）の数）+10万円 ×（給与所得者等（※1）の数-1）以下	5割
【令和8年度】 43万円+31万円×（被保険者及び特定同一世帯所属者（※2）の数）+10万円 ×（給与所得者等（※1）の数-1）以下	
【令和7年度】 43万円+56万円×（被保険者及び特定同一世帯所属者（※2）の数）+10万円 ×（給与所得者等（※1）の数-1）以下	2割
【令和8年度】 43万円+57万円×（被保険者及び特定同一世帯所属者（※2）の数）+10万円 ×（給与所得者等（※1）の数-1）以下	

※1 給与所得又は公的年金所得がある方

※2 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。ただし、後期高齢者医療の被保険者となった時点の世帯主に変更があった場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります。

3 保険料の内訳

(1) **40歳未満の方** 国民健康保険料＝医療給付費分+後期高齢者支援金分+子ども・子育て支援金分

※ 未就学児（令和2年4月2日以降に生まれた方）は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び子ども・子育て支援金分の均等割が半額になります。

(2) **40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者）**

国民健康保険料＝医療給付費分+後期高齢者支援金分+介護納付金分+子ども・子育て支援金分

●年度の途中で40歳になる方の保険料

40歳になる月（1日が誕生日の方はその前月）から介護納付金分が賦課され、その翌月から介護納付金分を合計した保険料で納めていただきます（変更通知書を送付します）。当初の通知書には40歳になる月からの介護納付金分は含まれていません。

(3) **65歳以上75歳未満の方（介護保険第1号被保険者）**

国民健康保険料＝医療給付費分+後期高齢者支援金分+子ども・子育て支援金分

●年度の途中で65歳になる方の保険料

年度当初の保険料決定時に、65歳になる月の前月（1日が誕生日の方は、その前々月）までの介護納付金分を算定し、医療給付費分及び後期高齢者支援金分及び子ども・子育て支援金分との合計額を年間保険料として賦課します。納付は、納期回数であらかじめ均等に割るため年度途中で保険料が変更（減額）になることはありません。

●年度の途中で75歳になる方の保険料

75歳になる方は、後期高齢者医療制度に移行するため、国民健康保険の資格を喪失します。年度当初の保険料決定時に、75歳になる前月までの医療給付費分、後期高齢者支援金分及び子ども・子育て支援金分を算定し、年間保険料として賦課します。

4 保険料の納付相談

納期限内での納付が困難な場合は、早めに国保年金課まで御相談ください。

5 保険料の減免及び徴収猶予

困窮、失業、倒産、災害等により保険料の納付が困難な場合は、早めに国保年金課まで御相談ください。一定の条件を満たす場合は、申請により減免及び徴収猶予が認められることがあります。

6 非自発的失業者の軽減措置について

会社の倒産、会社都合等の自己都合でない離職者（雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者）の保険料は、離職日の翌日の属する月からその翌年度末までの間、前年中の給与所得を100分の30とみなして計算します。なお、軽減適用には、別途申請が必要となります。

7 産前産後期間相当分の軽減措置について

出産予定又は出産した被保険者に係る保険料は、申請により一部軽減されます。申請には、母子手帳が必要になります。

8 延滞金等（普通徴収の方で納期限までに納付されない場合）

普通徴収によって徴収する額については、普通徴収の納期ごとの納付額をそれぞれの納期限までに納めてください。納期限までに保険料を納付されない場合、保険料のほかに納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて次の利率により算出した延滞金が加算されます。

●納期限の翌日から1か月を経過する日まで・・・延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合

●1か月を経過した日以降・・・延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合

※ 地方税法の改正があった場合は、改正後の内容が適用されます。

9 保険料の変更について

最初の納期限から2年を経過すると、保険料の変更ができなくなります。

10 不服の申立て

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県国民健康保険審査会（神奈川県庁内 電話（045）210-1111）に対し審査請求をすることができます。

そして、審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に厚木市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで訴えを起こすことができます。

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

特別徴収について

1 年金から保険料が天引きされる方（特別徴収）

65歳から74歳までの世帯主の方であって、次の①～③の全てに当てはまる方は、年金から国民健康保険料が天引きされます（特別徴収）。①世帯主が国民健康保険に加入しており、世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満であること、②世帯主の介護保険料が特別徴収されていること、③特別徴収の対象となる老齢基礎年金等の公的年金（複数の年金を受給している場合は、政令で定められた優先順位によるいずれか一種類の年金）の年額が18万円以上あり、国民健康保険料と介護保険料を合わせてその年金支給額の2分の1を超えないこと。ただし、口座振替による納付を継続している方及び年度途中に75歳に到達する世帯主の方は除きます。

2 特別徴収額

令和8年10月から特別徴収が開始されます。そのため、特別徴収開始前の納期のもの（第1期～第4期）については、これまでどおり納付書で納めていただきます。それ以降の納期のもの（第5期～第10期）が特別徴収に切り替わります。令和8年10月、12月及び翌年2月の特別徴収分については、年間の保険料額から第1期分から第4期分までの金額を引き、残りを3回に分けた額を特別徴収させていただきます（端数は10月で調整）。また、令和9年4月、6月及び8月については、令和9年度の保険料が決定していないことから、原則、令和9年2月の特別徴収と同額を令和9年度国民健康保険料として仮徴収させていただきます。

3 特別徴収から普通徴収に変更となる場合

次の①～④のいずれかに当てはまる方は、納める方法が特別徴収から普通徴収に変更となります。①年度途中に65歳未満の方が加入した場合、②年度途中に被保険者が脱退した場合、③保険料額が変更となった場合（増額の場合は増額のみ普通徴収）、④その他の特別な事情に該当する場合で特別徴収によることが適当でないと保険者が判断した場合。

後期高齢者医療制度への移行に伴う国民健康保険料の減額について

75歳以上の方は、後期高齢者医療制度に移行し保険料を納めることとなります。それに伴い、国民健康保険に引き続き加入する方等の保険料負担が急に増えることがないように、国民健康保険被保険者の保険料については、次のような負担軽減の制度があります。

1 75歳以上の方が後期高齢者医療制度に、75歳未満の方が引き続き国民健康保険に加入する場合

(1) 所得が低く保険料の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入に変わりがなければ、今までと同様に軽減となります。

(2) 国民健康保険の被保険者が一人となる場合には、医療給付費分及び後期高齢者支援金分及び子ども・子育て支援金分の平等割が5年間半額に、その後3年間は4分の1減額になります（年度途中に一人でなくなった場合は、その年度末まで）。

2 75歳以上の方が会社の健康保険等から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者（65歳以上75歳未満）が新たに国民健康保険に加入する場合

(1) 新たに国民健康保険に加入し、保険料を納めることになった方については、所得割が無料及び均等割が半額になります。また、被保険者が一人の場合には、平等割も半額になります（均等割及び平等割については、資格取得後2年を経過する月までに限る）。

(2) 減額を受けるには申請が必要です。会社の健康保険の資格喪失証明書などをお持ちになり、直接国保年金課に申請してください。

※ 前年度に減額を受けている方は、改めて申請をする必要はありません。

国保年金課国保保険料係
電話 (046) 225-2123 (直通)